



長野労働局発表（31-38）  
令和元年9月25日

担 当	長野労働局労働基準部
	賃金室長 大日方 康浩
	室長補佐 松本 政春
	TEL 026-223-0555 FAX 026-223-0591

## 長野県はん用機械器具等最低賃金の引上げを答申 ～20円引上げて時間額903円～

- 1 長野県はん用機械器具等最低賃金の改正については、長野労働局長（中原 正裕）から長野地方最低賃金審議会（会長 岩崎 徹也 信州大学名誉教授）に対し、本年8月26日に諮問を行ったところです。
- 2 同審議会において、審議の結果、本年9月25日、現行の最低賃金の時間額883円を20円引上げ（引上げ率2.27%）、903円に改正する答申が行われました。
- 3 この答申を踏まえ、長野県はん用機械器具等最低賃金の改正に係る手続き（異議申立の公示など）を経た上で、改正後の最低賃金は、本年11月27日に発効する予定となっています。

（参考）

長野県はん用機械器具等最低賃金の改定額及び引上げ額の推移、対前年度引上げ率（過去5年）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
最低賃金改定額	834円	848円	865円	883円	903円
対前年度引上げ額	13円	14円	17円	18円	20円
対前年度引上げ率	1.58%	1.68%	2.00%	2.08%	2.27%

（注）長野県はん用機械器具等最低賃金は「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」のことをいいます。